平成２２年（フ）第１７５号
新潟県柏崎市大久保１丁目４番15―202号　コーポ大久保
債務者　影山　佳代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
新潟県小千谷市大字㷺生乙1488番地１　中子ハイツ８号
債務者　滝沢百合枝
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
新潟県長岡市大島本町５丁目116番地23、前住所北海道北斗市七重浜７丁目２番16―103号
債務者　西川　達也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
新潟県十日町市下条３丁目103番地２
債務者　佐藤こう子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
新潟県小千谷市大字千谷甲2024番地
債務者　高木　智子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
新潟県長岡市槇山町1149番地１―201
債務者　小俣　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３４８号
名古屋市天白区一本松１丁目903番地　パークス浅井301号
債務者　松島　孝志
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８２号
愛知県愛西市日置町枝郷36番地　服部アパート５号
債務者　佐藤三枝子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１５号
愛知県知立市西１丁目５番地17
債務者　内藤設計こと　内藤　吉夫
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
愛知県知立市八橋町井戸尻14番地２　ユニオンハイツ八橋Ａ棟103号、旧住所愛知県知立市八橋町城下51番地５
債務者　福井　美敬
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
愛知県刈谷市小垣江町南曲７番地８
債務者　スナック夜曲こと　功野滿壽野
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
愛知県知立市逢妻町道瀬山92番地１
債務者　坂田　理江
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市飯村南３丁目15番地の１
債務者　山口　智司
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２００号
愛知県豊川市久保町石原８番地の１
債務者　山口　民平
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６６号
岡山県小田郡矢掛町内田1179番地
債務者　三宅　幸夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢尻６番地４
債務者　村田　よし
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１１３２号
さいたま市見沼区大字南中丸941番地24
債務者　岡崎　克将
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係